

報道機関各位

「子育て世帯生活支援特別給付金」の支給について

食費等の物価高騰に直面し、影響を受ける低所得の子育て世帯の生活を支援する観点から、令和5年3月28日、「児童扶養手当受給者等のひとり親世帯やその他の住民税非課税の子育て世帯等に対し、児童1人当たり5万円の特別給付金を支給する」ことが閣議決定されました。

これを受け、本市では、速やかに給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行います。

1 支給日

準備が整い次第、可能な限り速やかに支給開始
(申請不要のプッシュ型で支給対象者の口座に支給)

※申請が必要な家計急変世帯や、高校生のみ養育する住民税非課税世帯等についても、準備が整い次第、申請受付を開始し、審査後、順次支給する。

2 支給内容

(1) 支給対象者

- ① 児童扶養手当受給者等 (低所得のひとり親世帯)
- ② その他の住民税非課税の子育て世帯 (低所得のふたり親世帯)

(2) 支給額

児童1人つき一律5万円

(3) 受給者見込み

- ① 11,100世帯 (対象児童数 17,500人)
- ② 6,900世帯 (対象児童数 12,400人)

※対象児童：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童。

<お問い合わせ>

子ども家庭局子育て支援課

担当： 児森、尾場瀬 (582-2410)